

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月29日

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重田 衛

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務総務担当 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社東京証券取引所

【縦覧に供する場所】 (東京都中央区日本橋兜町2番地1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う条文の新設や削除及び必要となる条数の変更その他所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、戸谷雅美氏、此下益司氏、此下竜矢氏、重田衛氏、渡邊 正氏、庄司友彦氏の選任をお願いする。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役として、増田辰弘氏、西村克己氏、久間章生氏の選任をお願いする。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額7千万円以内（うち、社外取締役分は年額1千万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対するストックオプションの付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条及び第361条の規定に基づき、以下の要領により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額1億5千万円以内（うち、社外取締役分は年額1千5百万円以内）、監査等委員である取締役に対して年額5千万円以内の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を付与すること、及びその募集事項の決定を、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役に委任することにつきお諮りする。

新株予約権の割当を受ける者	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役
---------------	--------------------------------------

新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式を取締役（監査等委員である取締役を除く。）への付与は750,000株、監査等委員である取締役への付与は250,000株を上限とする。
--------------------	--

第7号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた取締役に委任することにつきご承認をお願いする。

新株予約権の割当を受ける者	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員
---------------	-------------------------

新株予約権の目的たる株式の種類及び数	当社普通株式500,000株を上限とする。
--------------------	-----------------------

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	479,216	4,808		(注) 2	可決 99.01
第2号議案					
戸谷 雅美氏	479,105	4,919			可決 98.98
此下 益司氏	477,203	6,821			可決 98.60
此下 竜矢氏	479,199	4,825		(注) 1	可決 99.00
重田 衛 氏	478,285	5,739			可決 98.81
渡邊 正 氏	479,110	4,914			可決 98.98
庄司 友彦氏	479,205	4,819			可決 99.00
第3号議案					
増田 辰弘氏	479,036	4,988			可決 98.97
西村 克己氏	479,118	4,906		(注) 1	可決 98.99
久間 章生氏	476,127	7,897			可決 98.37
第4号議案	477,902	6,122		(注) 1	可決 98.74
第5号議案	477,840	6,184		(注) 1	可決 98.72
第6号議案	477,078	6,946		(注) 2	可決 98.56
第7号議案	477,122	6,902		(注) 2	可決 98.57

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。